

公共調達による地消地産推進戦略（骨子案）

令和7年●月 高知県

－ 目次 －

I 目的

II 定義

- 1 県産品
- 2 県内事業者
- 3 公共調達

III 基本的な考え方

- 1 県産品の採用および県内事業者の育成に向けた積極的な検討
- 2 地産外商戦略への貢献
- 3 産業振興計画との一体的な取り組み

IV 県産品の採用および県内事業者の育成に向けた対応方針等

- 1 県産品の採用
- 2 県内事業者の育成

V 庁内推進体制

- 1 進捗管理体制
- 2 県内事業者相談窓口の設置

I 目的

本県では、地理的条件や産業構造上の理由から、原材料や製品の多くを県外からの調達に頼らざるを得ず、結果として、いわゆる県際収支が大幅な赤字の状況が長年続いている。

こうした状況を改善するため、本県では、これまでも産業振興計画において、「地産外商」や「イノベーション」を戦略の柱に据えて、経済の活性化に向けた様々な取り組みを行ってきた。

令和7年度の産業振興計画では、これまでの取り組みに加えて、新たに「地消地産」を位置付け、「地消」の拡大と、「地産」の強化が一体となった取り組みをスタートさせたところである。(参考資料1参照)

県の公共調達の場面においても、こうした県際収支の改善を通じた県内総生産の拡大に寄与するため、本戦略において公共調達における県産品の採用及び県内事業者の育成の推進に関する県の取り組みについての基本的方針を定めるもの。

II 定義

1 県産品

「県産品」とは、付加価値の主たる部分が県内で生産された製品をいう。

具体的には、原材料の主要な部分が県内で生産された製品や、製造、加工その他の工程のうち主要な部分を県内で行うことにより、相応の付加価値が生じている製品などをいう。

2 県内事業者

「県内事業者」とは、原則として、県内に本店を有する事業者をいう。

ただし、公共調達における付加価値の形成状況を鑑み、従業員の就業地(※1)、資本の出資者の状況(※2)等を踏まえ、個別の公共調達事案に応じて必要な調整を行う。

※1 例えば、従業員の過半数が県内で就業する事業者については、本店が他県にあって
も県内事業者として取り扱う等

※2 例えば、県内に本店を有する事業者でも、県外に本店を有する大企業が過半数を出
資する子会社については、県内事業者として取り扱わない場合がある等

3 公共調達

「公共調達」とは、本県が事業遂行のために行う必要な財、サービス等の購入行為をいう。物品の購入、役務の提供、公共建設工事、情報通信サービスの提供等を含む。

Ⅲ 基本的な考え方

1 県産品の採用および県内事業者の育成に向けた積極的な検討

(1) 契約金額が比較的少額で高度な技術、知見を要しない調達

事業の目的達成に支障を生じない範囲で、県産品の採用又は県内事業者からの調達を図る方向で検討する。

(2) 契約金額が多額に及ぶ調達又は高度な技術、知見を要する調達

県産品の採用又は県内事業者からの調達を優先しがたい場合には、例えば、県内事業者を含む共同事業体の組成を推奨するなど、契約に係る諸制度の範囲内で、当該分野における県内事業者の育成に配慮する方向で検討する。

(3) 県の政策目的の実現に向けて高い効果が期待される調達

県内事業者の育成と健全な発展が県際収支の改善のほか、例えば、官民協働による迅速な災害復旧体制の構築や地域共生社会の実現等の県の政策目的の実現に向けて高い効果が期待されると認められるときは、これらの政策目的の実現のための各事業者の具体的な取り組みの実施状況に応じて入札参加資格における加点等の優遇措置を講じる方向で検討する。

2 地産外商への貢献

本戦略に基づく県産品の採用および県内事業者の育成に向けた取り組みは、単に県内事業者の県内需要における受注拡大を目的とすることにとどまらず、「地産」の強化と県内市場における評価の確立を通じて、最終的には県産品および県内事業者の地産外商の強化を目指すことを旨とする。

このため、県内事業者に対しては、県内受注の成果のみに満足することなく、高知県産業振興計画に基づき、外商の強化に向けて不断の創意工夫により製品、サービスの高度化を図るよう促す。

3 産業振興計画との一体的な取り組み

上記2を踏まえ、本戦略は、産業振興計画と一体的に展開するものとし、当面は令和9年度までの3年間の取り組みの成果を踏まえて、事後の取り組み方針を見直す。

IV 県産品の採用および県内事業者の育成に向けた対応方針等

1 県産品の採用

公共調達において、県際収支の改善および県民所得の拡大に効果が期待できる品目について、事業目的の遂行に支障が生じない範囲で、県外産品に換えて県産品の採用を推進する。

このため、各年度において、県内における「地産」の強化にあわせて県産品の採用拡大に重点的に取り組む品目（以下、「重点品目」と言う。）を選定し、全庁的な連携の下で対応する。

「重点品目」については、産業振興計画において「地消地産」の取り組みを強化する品目のうち、次の（i）～（vi）とする。

（i） 牛肉

・ 乳用経産牛

「乳用経産牛」は、これまで、令和4年度に乳用経産牛の加工に対応できる食肉処理施設が整備されたことを契機とし、産業振興計画において、新たにミンチ材の生産量について12.6t（R9）の目標を設定した。

このため、まずは県内需要の喚起と地産の拡大を推進する段階であることから、販売促進の強化や集荷力の強化などとあわせて、公共調達においても、県産品の採用を推進する。

・ 土佐黒牛

「土佐黒牛」は、産業振興計画では出荷頭数を824頭（R11）に引き上げることを目標とする中、現状では624頭（R4）に止まり、県内需要も満たせていない。

地産外商に向けて、まずは県内需要の喚起と地産の拡大を推進する段階であることから、販売促進の強化、畜産事業者の生産力の強化などとあわせて、公共調達においても、県産品の採用を推進する。

（ii） 再生可能エネルギー（太陽光発電）

「再生可能エネルギー」のうち、太陽光発電については、産業振興計画では542,595kW（R9）に引き上げることを目標とする中、現状では524,375kW（R6）となっている。

県有施設等への自家消費型太陽光発電設備の導入促進などとあわせて、公共調達においても導入を推進する。

（iii） 木質バイオマス

「木質バイオマス」については、産業振興計画において、現状では40,520kw

(R5) の木質バイオマス利用発電を 40,818kW (R9) に引き上げる目標を設定した。
林地残材の搬出や高性能機械の導入への支援を通じた生産性の向上とあわせて、
公共調達においても県産品の採用に努める。

(iv) 食品副産物、残渣

「食品副産物、残渣」を活用した商品については、県内事業者による開発は一部にとどまっている。そのため、産業振興計画において、商品開発件数 5 件 (R9) の目標を新たに設定した。

新たな商品開発への支援とあわせて、公共調達においても既存の商品を含め県産品の採用に努める。

(v) 竹資源

「竹資源」については、産業振興計画において、現状では 238t (R5) の竹材生産量を 2,000t (R9) に引き上げる目標を新たに設定した。

搬出費用への支援などとあわせて、公共調達においても県産品の採用に努める。

(vi) 木製品

「木製品」については、県産材利用推進に向けた行動計画において、県有施設への事務机や書棚などの高知県産木製品の導入率を 100%に引き上げることを目標とする中、現状では 45% (R5) にとどまっている。

県内の製造事業者の競争力強化とあわせて、公共調達においても事務机等の県産品の採用を推進する。

2 県内事業者の育成

公共調達において、県際収支の改善および県内総生産の拡大に効果が期待できる分野について、事業目的の遂行に支障が生じない範囲で、受注機会の拡大を通じた県内事業者の育成に資する取り組みを推進する。

各年度において、県内事業者の受注能力の向上とあわせて公共調達における県内事業者の育成に重点的に取り組む分野（以下、「重点分野」という。）を選定し、全庁的な連携の下で対応する。

「重点分野」については、県内事業者の受注により県内総生産の拡大に高い効果が期待される分野として、①契約金額、②県外事業者への発注比率、③粗利比率（注1）の3要素（注2）を踏まえ、次の（i）～（iv）を選定する。

（注1）売上高から売上原価を差し引いた「売上総利益」の売上高に対する比率のこと。
ここから人件費や家賃、租税公課等を差し引いたものが「営業利益」となる。

（注2）以下に記す各分野の3要素（①契約金額、②県外事業者への発注比率、③粗利比率）の詳細については、参考資料2参照

※3要素の出典：契約額及び県外事業者への発注比率：高知県調べ
中小企業庁「中小企業実態基本調査」令和6年速報（令和5年度決算実績）より
高知県作成

（i）情報通信サービス分野

「情報通信サービス分野」は、県外事業者への受注比率が件数で56.4%、金額で62.4%と高く、かつ粗利比率も48.8%と高い分野である。このため、県内事業者の受注機会の拡大により、県際収支の改善および県内総生産の拡大に高い効果が期待される分野であることに鑑み、県内事業者の育成の観点から重点的に取り組む。

<3要素の状況（概要）>

- ① 契約額（令和5年度）
34億円
- ② 県外事業者への発注比率（令和5年度）
件数：56.4%
金額：62.4%
- ③ 粗利比率（令和5年度）
48.8%

（ii-1）建設工事分野（工事）

「建設工事分野」は、公共工事全体では県外事業者の受注比率が件数で0.8%、金額でも3.2%と低く、粗利比率も23.4%と低い分野である。

一方で、契約額総額が非常に大きく、ジョイントベンチャーの大規模工事などで特殊な施工が必要な工事については、県外事業者が受注する場合も見られる。これらは多額に上る契約になることに鑑み、県内事業者の育成の観点から重点的に取り組む。

<3要素の状況（概要）>

- ① 契約額（令和5年度）
482億円（うち、県外企業への発注額15.3億円（ジョイントベンチャーなどの大規模工事等））
- ② 県外事業者への発注比率（令和5年度）
件数：0.8%
金額：3.2%
- ③ 粗利比率（令和5年度）
23.4%

（ii-2）建設工事分野（測量・設計等）

「建設工事分野（測量・設計等）」は、全体では県外事業者の受注比率は、件数では23.9%と低いが、金額では40.2%を占めている。

契約額総額が高いほか、多額に上る契約は県外事業者が多く受注している状況と、

粗利比率が 52.9%と高い分野であることを踏まえ、県内事業者の育成の観点から重点的に取り組む。

< 3要素の状況（概要） >

- ① 契約額（令和5年度）
77.8 億円
- ② 県外事業者への発注比率（令和5年度）
件数：23.9%
金額：40.2%
- ③ 粗利比率（令和5年度）
52.9%

(iii) サービス分野（イベント運営）

「サービス分野（イベント運営）」は、県外事業者の受注比率が件数で 31.3%、金額でも 31.0%と低く、粗利比率が 41.6%と高い分野である。

一方で、一定の契約額総額があるほか、龍馬マラソンや観光博覧会といった大規模なイベント運営業務は、県外事業者がその多くを受注している実態を鑑み、県内事業者の育成の観点から重点的に取り組む。

< 3要素の状況（概要） >

- ① 契約額（令和5年度）
15.9 億円
- ② 県外事業者への発注比率（令和5年度）
件数：31.3%
金額：31.0%
- ③ 粗利比率（令和5年度）
41.6%

(iv) サービス分野（広報）

「サービス分野（広報）」は、県外事業者の受注比率が件数で 33.8%、金額でも 39.7%と低く、粗利比率が 41.6%と高い分野である。

一方で、一定の契約額総額があるほか、高知家プロモーションや観光プロモーションなど、より広域で高い効果が求められる広報業務については、その多くを県外業者が受注している実態に鑑み、県内事業者の育成の観点から重点的に取り組む。

< 3要素の状況（概要） >

- ① 契約額（令和5年度）
12.7 億円
- ② 県外事業者への発注比率（令和5年度）

件数：33.8%

金額：39.7%

③ 粗利比率（令和5年度）

41.6%

（v）サービス分野（調査分析）

「サービス分野（調査分析）」は、県外事業者の受注比率が件数で49.4%と一定程度高い一方で、金額では29.5%と低い。粗利比率は52.9%と高い分野である。

契約額総額が小さいほか、県内事業者が件数では5割強を受注し、金額では7割強を占めることから「重点分野」からは除外する。

< 3要素の状況（概要） >

① 契約額（令和5年度）

3.8億円

② 県外事業者への発注比率（令和5年度）

件数：49.4%

金額：29.5%

③ 粗利比率（令和5年度）

52.9%

（vi）小売業分野

「小売業分野」については、県外事業者の受注率が0%で、全て県内事業者が受注していること、売上原価の大部分が原材料仕入れ原価であることを踏まえ、「重点分野」からは除外し、Ⅳの「1 県産品の採用」における「重点品目」の取り組みの中で個別に対応する。

< 3要素の状況（概要） >

① 契約額（令和5年度）

9.2億円

② 県外事業者への発注比率（令和5年度）

0%

③ 粗利比率（令和5年度）

29.3%

V 庁内推進体制

1 進捗管理体制

本戦略の進捗管理等は、産業振興推進本部において実施する。

2 県内事業者相談窓口の設置

地産体制の強化と併せた本戦略の推進のための取り組みへの要望等についての相談窓口を産業政策課に置く。

同窓口は県庁内の地産体制所管課と協議のうえで当該重点品目及び各分野における対応体制を整備する。